

移住支援金の支給要件と 支給手続き

令和8(2026)年



大田原市 総合政策部 政策推進課

メール：seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp

電話：0287-23-8793

◎ 移住支援金とは？

- 大田原市では、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、栃木県と共同して行う「大田原市移住支援金事業」を実施しています。
- 大田原市内に移住した方のうち、要件を満たす方に移住支援金を次のとおり交付します。

□ 世帯の申請の場合は 100万円

* お子様（申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員）
がいる場合、お子様1人につき 100万円

□ 単身の申請の場合は 60万円

（当該年度の予算の範囲内で交付します。）



◎移住支援金には返還制度があります!!

以下のいずれかの項目に該当する場合には、移住支援金の交付決定の一部または全部が取り消しとなります。その場合には、交付した移住支援金を市へ返還していただきます。(雇用企業の倒産、災害、病气等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合を除く。)

【全額の返還】

- ✓ 虚偽の申請等をしたとき
- ✓ 支援金の申請日から3年未満に大田原市から転出したとき
- ✓ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき
- ✓ 関係人口の要件により交付決定となった者は、支援金の申請日から3年未満にその要件を満たさなくなったとき
- ✓ 「地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を取り消されたとき

【半額の返還となる場合】

- ✓ 支援金の申請日から3年以上5年以内に大田原市から転出したとき

◎ 移住支援金は確定申告が必要です！！

移住支援金は、所得税法上「一時所得」に該当するため、確定申告が必要になります。

詳細は税務署までお問い合わせください。

管内税務署：大田原税務署
所在地：大田原市紫塚1丁目5番54号
電話相談：国税庁電話相談センター
0570-00-5901（ナビダイヤル）

◎ 移住支援金の要件は？

1. 「移住元に関する要件」
2. 「移住先に関する要件」
3. 「就業等に関する要件」
4. 「世帯に関する要件」
5. 「その他の要件」

※ 移住と就業の順序は問いません（どちらが先でもよい）
が、申請可能時期にはご注意ください。

1-1 移住元に関する要件

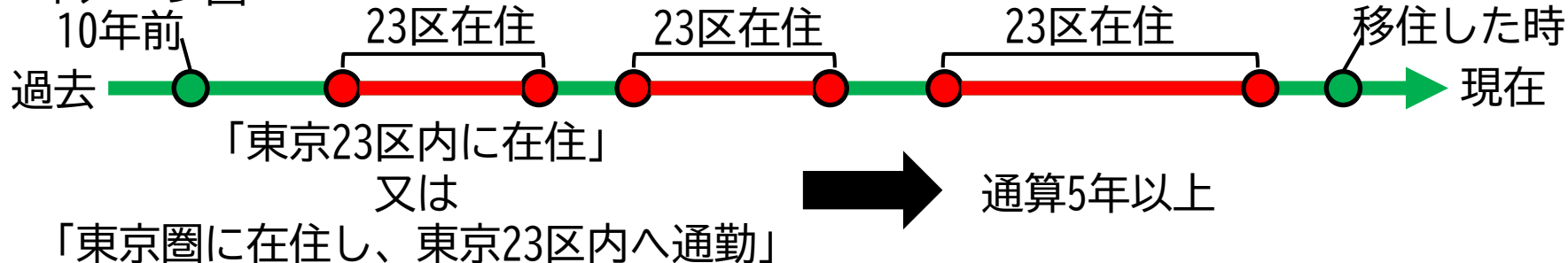


次の①②の要件の両方に該当している必要があります。

- ① 大田原市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、「東京23区内に在住」又は「東京圏（下表の条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤」していたこと

都県	条件不利地域の市町村
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

・イメージ図

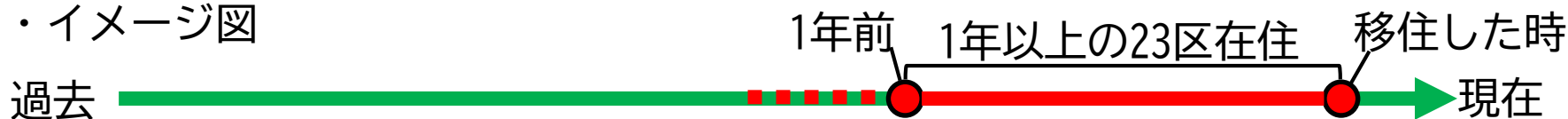


1-1 移住元に関する要件



②大田原市に住所を移す直前に、連続して1年以上、「東京23区内に在住」又は「東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤」していたこと

・イメージ図



「東京23区内に在住」
又は
「東京圏在住、23区内通勤」



連続して1年以上
「在住」と「通勤」を合わせて
連続して1年以上でも可能です。

→ ①と②の両方にあてはまるなら移住元の要件を満たします。

※要件緩和措置があります。次ページを確認してください

1 - 2 移住元に関する要件の補足

- 1) 「東京圏に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した」場合は、その通学期間も移住元に関する要件を満たす期間とすることができます。

・イメージ図



- 2) 「大田原市へ住所を移す直前に連続して1年以上、東京圏に在住又は東京23区内へ通勤していた」場合は住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点にできます。

・イメージ図



上記2)の措置は、退職し移住した場合にも適用されます。移住した日が退職した日から3か月以内であり、その退職日まで連続して1年以上の通勤をしていたなら、該当すると見なされます。

1 - 3 移住元に関する要件の注意事項

- 移住元（移住する前のお住まい）から直接、大田原市に住所（住民票）を移してください。住民票にて移住元を確認しますので、住民票を移す際にはご注意ください。
- 通勤（雇用者、法人経営者等を含む）期間においては、雇用保険の被保険者として通勤していたことに限ります。

2. 移住先に関する要件



次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 申請時点で大田原市に移住している(住民票を移し、居住している)こと
- ② 大田原市に転入後、1年以内であること
- ③ 申請日から5年以上、大田原市に継続して居住する意思を有していること
- ④ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと

3. 「就業等に関する要件」



(1) 一般(求人)の場合

次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること
- ② 移住支援金の対象として栃木県の企業情報掲載サイト「WORKWORKとちぎ」に掲載されている求人であること
- ③ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ④ 求人への応募日が、「企業情報掲載サイト」に求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること
- ⑤ 就業した企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

3. 「就業等に関する要件」



(2) 専門人材の場合

次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること
- ② 内閣府地方創生推進室が実施する「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して就業していること
- ③ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ④ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ⑤ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ⑥ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

3. 「就業等に関する要件」



(3) テレワークの場合

次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う（テレワークをする）こと
- ② 移住先でテレワークにより週20時間以上勤務すること
※原則として、恒常的に勤務しないこと
※勤務先による就業証明書の発行が必要となります。
- ③ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

3. 「就業等に関する要件」

(3) テレワークの注意事項



以下のいずれかの場合は、「恒常的に勤務している」と見なし、テレワーク要件に該当しませんのでご注意ください。

- 勤務日数の1 / 5を超えて出勤している
- 定期券相当の交通費支給を受けている
- 雇用契約中に、週1回は必ず指定場所（県内を含む）に出勤することが予め定められている
- 予め週1回分の指定場所への交通費が勤務手当として支給されている

3. 「就職又は起業に関する要件」 (4) 新規起業の場合



- ① 栃木県が行う「とちぎまるごと創業プロデュース事業」により「地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を受けていること

※この事業は、栃木県産業振興センターが事務局となり、実施しています。

○問合せ先 公益財団法人 栃木県産業振興センター
経営支援部総合相談グループ 電話：028-670-2607

※移住支援金の申請は、当該補助金の交付決定から1年以内に行う必要が有ります。

3. 「就業等に関する要件」



(5) 関係人口の場合

次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 申請時に40歳未満であること
- ② 大田原市の過疎地域（湯津上地域、黒羽地域）に転入し、自治会に加入していること
- ③ 就業していること。ただし、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でない。
※林業の場合、栃木県木材業者登録の事業者への就職になります。
※農業の場合、新規就農の研修期間も対象になります。
- ④ 大田原市と以下のどちらかの関係がある。
(ア) 市内の学校等を卒業している。
(イ) 市内の土地または家屋を取得している。

4. 「世帯に関する要件」

次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと
- ② 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること
- ③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月23日以降に本市に転入したこと
- ④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において大田原市に転入後1年以内であること



5. 「その他の要件」

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（世帯での申請の場合は世帯員についても同様）
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- ③ そのほか、栃木県又は大田原市が移住支援事業の対象として不適當と認めた者でないこと



この事業は、栃木県と大田原市が連携して実施しています。移住支援金の申請に際しては審査があり、要件に該当しない等の理由で、移住支援金が不交付となることがあります。

◎ 移住支援金の申請手続きは？

【申請が可能になる時期】

次のいずれかのうち、最も遅い日以降に申請することができます。

- 大田原市に転入した日（全員が転入した日）
- 移住支援金対象求人への就業を開始した日（一般求人、専門人材での申請をする方のみ）
- 栃木県の「地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を受けた日（新規起業での申請をする方のみ）

【申請期限】

次のいずれかのうち、どちらかの期日を過ぎると申請ができなくなります。

- 大田原市に転入してから1年が経過した日（全員）
- 「地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を受けてから1年が経過した日（新規起業での申請をする方のみ）



【必要書類】

申請に際しては、次の書類が必要となります。これら書類の様式は、事前相談の際にお渡しします。

- ① 大田原市移住支援金交付申請書(様式第1号)
- ② 大田原市移住支援金交付申請に関する誓約書(様式第2号の1)
- ③ 大田原市移住支援金に係る個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号の2)
- ④ 移住元に関する要件を満たすことを証する書類(別表1)
- ⑤ 就業等に関する要件に該当することを証する書類(別表2)
- ⑥ 支援金の振込先の通帳の写し(金融機関名、支店等名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

必要書類がそろいましたら、大田原市役所政策推進課窓口へ提出してください。

別表1 移住元の要件を満たすことを証する書類

区 分		書 類
東京23区に在住していたことを証する書類		移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員分)
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたことを証する書類	法人経営者の場合	(1)移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員分) (2)法人の登記事項証明書その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類
	個人事業主の場合	(1)移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員分) (2)開業届の写しその他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類
	上記以外の場合	(1)移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員分) (2)就業証明書その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類 (3)雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

別表2 就業等に関する要件を満たすことを証する書類

区 分		書 類
就職に関する要件に該当することを証する書類 (一般求人、専門人材)		就業証明書(様式第3号の1)
テレワークに関する要件 に該当することを証する 書類	個人事業主の場合	(1)業務委託契約書等(テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類) (2)開業届の写し (3)就業時間申出書(様式第3号の2)
	上記以外の場合	就業証明書(様式第3号の3)
関係人口に関する要件に該当することを証する書類		(1)自治会加入証明書(様式第3号の4) (2)就業証明書(様式第3号の5)又は自営業就労申出書(様式第3号の6) (3)次のいずれかの書類 ア 学校等の卒業証書の写し又は卒業証明書 イ 土地又は家屋の売買契約書の写し又は登記事項証明書
起業に関する要件に該当することを証する書類		地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定通知書の写し